

第二次新潟県再犯防止推進計画の概要

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

「再犯の防止等の推進に関する法律」及び国の再犯防止推進計画を踏まえ、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、「第二次新潟県再犯防止推進計画」を策定するもの。

第2節 計画の位置付け

国の再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画

第3節 計画の対象者

犯罪をした者等（起訴猶予者、起訴猶予が見込まれる被疑者、執行猶予者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者等のうち、支援が必要な者）とする。

第4節 計画の期間

令和8年度から令和12年度（5年間）

第5節 基本方針

再犯防止推進法第3条に掲げられる「基本理念」及び国の計画に設定された「基本方針」を踏まえ、次に掲げる6つの取組を重点的に実施する。

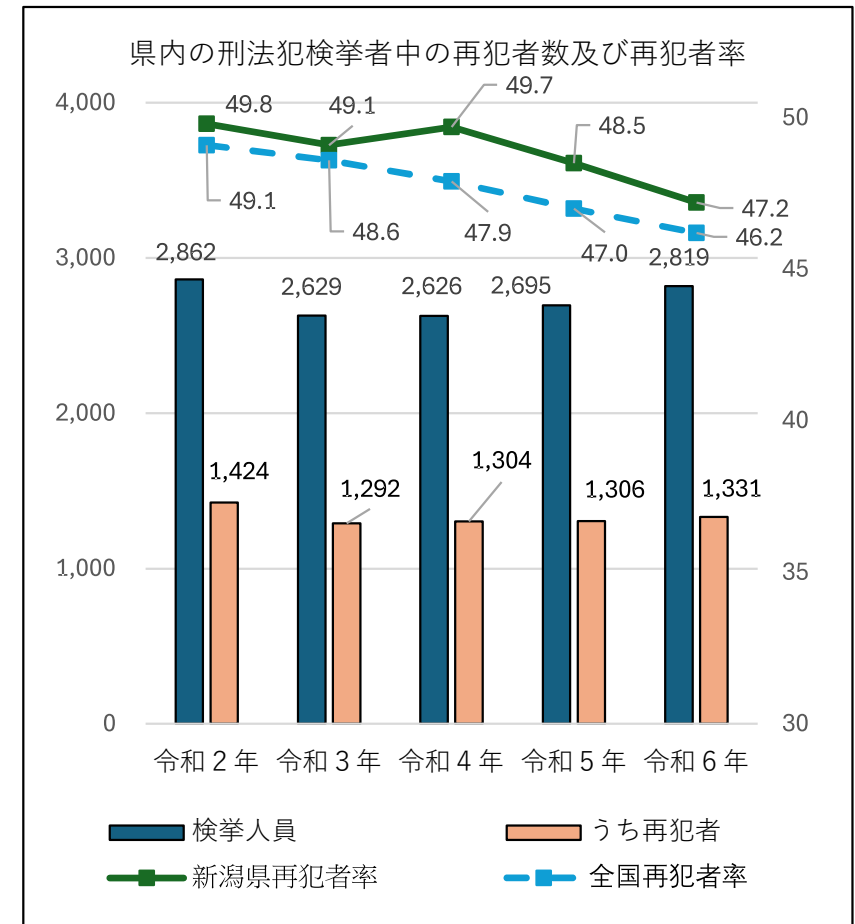
- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 非行の防止等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 地域による包摂の推進（市町村・国・関係団体との連携強化の取組）

第6節 目指す姿

犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく県民の理解協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員としてともに生き、支え合う社会の実現を目指すものとする。

第2章 新潟県の現状

- 県内の刑法犯検挙者中の再犯者数は令和3年から横ばい状態で再犯者率は約5割で推移しており、全国再犯者率より高い割合となっている。



第二次新潟県再犯防止推進計画の概要

第3章 施策の展開

<県の既存施策を整理・体系化>

第1節 就労・住居の確保のための取組

1 就労の確保等の取組

- 就労支援の充実
- 暴力団関係者の離脱・就労支援の充実
- 就労支援員等による就労支援、就労準備支援事業
- 県主催の企業向けのセミナー等での協力雇用主制度の周知
- 県の競争入札参加資格審査での加点措置

2 住居の確保等の取組

- 公営住宅への受入
- 民間賃貸住宅による居住支援
- 住居確保給付金の支給・居住支援事業

第2節 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

- 新潟県地域生活定着支援センターの充実強化
- 地域再犯防止推進事業の実施
- 連携ネットワークの構築
- 保健医療・福祉サービスの周知
- 障害者への支援の充実
- 薬物依存症者への支援
- 依存症者への支援

第3節 非行の防止等

- 学校と警察が連携した非行防止活動の実施
- 地域における非行防止活動の推進

第4節 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

- 薬物乱用防止啓発事業
- 依存症者への支援<再掲>
- 少年サポートセンターによる支援
- ストーカー加害者に対する再犯防止対策
- 子どもへの暴力的性犯罪の再犯防止に向けた取組

第5節 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動のための取組

1 民間協力者の活動の促進のための取組

- 民間支援団体等との連携

2 広報・啓発活動のための取組

- 民間支援団体の啓発活動の推進

第6節 地域による包摂の促進（市町村・国・関係団体との連携強化の取組）

- 国・市町村・関係団体との連携の強化
- 地域のネットワークづくり
- 県内の福祉支援・福祉サービスの情報共有
- 市町村再犯防止推進計画の策定の推進等
- 矯正施設や更生保護施設見学等を通じた市町村再犯防止推進担当者の理解促進
- 地域福祉に係る包括的な支援体制の整備
- 支援会議・支援調整会議

第二次新潟県再犯防止推進計画の概要

第4章 資料

- 1 対象者・支援時期別施策一覧（※）
- 2 県内の福祉支援・福祉サービス一覧
- 3 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律104号）
- 4 用語の説明
- 5 第二次再犯防止推進計画（概要）（国計画）
- 6 第二次新潟県再犯防止推進計画策定委員会

※対象者別：高齢者・障害者、少年、その他 支援時期別：入口支援、在所・在院中、出口支援、その他